

（ ）年度 乗用タクシー助成費補助金 事業計画（報告）書

1 申請・報告内容

交付申請 実績報告 ※交付申請又は実績報告のいずれかをチェックすること。

2 補助事業の概要及び補助対象経費の算出

(1) 小規模高齢化集落等のうち地域公共交通会議で交通空白地として認められたものに居住する75歳以上の者、障がい者又は要介護者若しくは要支援者に対する乗用タクシー助成

別表1第3欄(1)①による算出方法 別表1第3欄(1)②による算出方法 ※「別表1第3欄(1)①による算出方法」又は「別表1第3欄(1)②による算出方法」のいずれかをチェックし、それぞれ以下(A)又は(B)の表を記入すること。

(A) 別表1第3欄(1)①による算出方法

(単位：人、円)

対象集 落数	助成対象者数（登録者数）				助成対象者数（延べ人数）				助成額				(ヌ)のうち、 (3)に相当する 額(ル)	補助対象経費 (ヌ) - (ル)
	75歳以上 の者(イ)	障がい者 (ロ)	要介護者又は 要支援者(ハ)	合計 (イ) + (ロ) + (ハ)	75歳以上 の者(ニ)	障がい者 (ホ)	要介護者又は 要支援者(ヘ)	合計 (ニ) + (ホ) + (ヘ)	75歳以上 の者(ト)	障がい者 (チ)	要介護者又は 要支援者(リ)	合計(ヌ) (ト) + (チ) + (リ)		
														①

※助成対象者数及び助成額の内訳について、2以上の区分に該当する者（例：75歳以上の障がい者など）の分類に際しては、市町村の登録区分によるものとする。なお、当該内訳を把握することが困難な場合は、合計欄の記入のみとすることができる。

(B) 別表1第3欄(1)②による算出方法

(単位：人、円)

対象集 落数	助成対象者数（登録者数）				タクシー助成の総登録者数(タ)	市町村が負担するタクシー助成額（総額）(レ)	(レ)のうち、(3)に相当する額(ソ)	補助対象経費 (レ) - (ソ) × (ヨ) / (タ)
	75歳以上 の者(ヲ)	障がい者 (ワ)	要介護者又は 要支援者(カ)	合計(ヨ) (ヲ) + (ワ) + (カ)				
								①

※助成対象者数の内訳について、2以上の区分に該当する者（例：75歳以上の障がい者など）の分類に際しては、市町村の登録区分によるものとする。なお、当該内訳を把握することが困難な場合は、合計欄の記入のみとすることができる。

(2) 定時定路線のバス路線を廃止（1便以上の減便が対象）したことに伴い、当該廃止日の属する年度に廃止路線沿線集落（地域公共交通会議で認められた集落に限る。）の住民（以下「廃止路線沿線住民」という。）を対象に新設又は拡充した乗用タクシー助成

(単位：人、円)

対象集 落数	助成対象者数 (登録者数)	助成対象者数 (延べ人数)	補助対象年度における助成 額(ツ)	(ツ)のうち(1)及び(3) に相当する額(ネ)	バス路線廃止前年度における 助成額(ナ)	(ナ)のうち(1)及び(3) に相当する額(ラ)	補助対象経費 (ツ) - (ネ) - ((ナ) - (ラ))
							②

※対象集落数欄、助成対象者数（登録者数）欄及び助成対象者数（延べ人数）欄には、補助対象年度の数値を記入すること。

※補助対象年度における助成額（ツ）欄及びバス路線廃止前年度における助成額（ナ）欄には、それぞれの年度において廃止路線沿線住民に対して支出した乗用タクシー助成額を記入すること

(3) 一人乗車時においても乗用タクシー助成の対象となっている者が相乗りした場合に上乗せして行う助成

(単位：人、円)

助成対象者数（登録者数）	助成対象者数（延べ人数）	1運行当たりの平均相乗り人数	上乗せして助成した額（補助対象経費）
			③

※1運行当たりの平均相乗り人数は、「補助対象となったタクシー運行における延べ乗車人数÷当該タクシー運行の回数」を小数点第1位まで記入すること。なお、当該数値を把握することが困難な場合は、空欄とすることができる。

※(1)、(2)、(3)とも助成対象者数（登録者数）欄には、本補助の対象となる乗用タクシー助成の利用登録者数を記入すること。

3 補助対象経費及び県補助額の算出

補助対象経費の合計額(ム) (①又は①') + ② + ③	県補助申請額(ウ) (ム) × 1 / 2
円	千円

※県補助申請額(ノ)欄は千円未満切り捨てすること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部 (単位：千円)

(2) 支出の部 (単位：千円)

区分	予算（決算）額	備考
県補助額	(ウ)	
市町村費		
計		

区分	予算（決算）額	備考
市町村費		

5 新たな地域交通体系構築支援補助金以外の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有・無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

様

鳥取県知事



〇〇年度乗用タクシー助成費補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった乗用タクシー助成費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の内容は、……………とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
(1) 算定基準額 金 ○ ○ ○ 円
(2) 交付決定額 金 ○ ○ ○ 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900321258号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

鳥取県知事



〇〇年度乗用タクシー助成費補助金の額の確定通知書

〇年〇月〇日付けの実績報告書で報告のあった乗用タクシー助成費補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

補助金の確定額
金〇〇〇円

様式第2の1号（第6条、第13条関係）

（ ）年度 住民ドライバー活用支援補助金（交通事業者等協力型事業） 事業計画（報告）書

1 申請・報告内容

交付申請 実績報告 ※交付申請又は実績報告のいずれかをチェックすること。

2 事業の目的・事業計画（報告）（別紙添付も可）

項目	内容
運行を行う目的	(1) 現状と課題 (2) 運行実施により見込まれる効果等
運行の実施主体等	(1) 運行形態 ①市町村交通空白地有償運送 ②NPO等交通空白地有償運送支援補助金 ※いずれかの形態に○をすること。試行の無償運行の場合は本格運行の際の形態に○をすること。 (2) 運行主体の名称 (3) 運行管理を委託する場合は委託先運行事業者の名称 (4) 住民ドライバーの主な属性（自治会名等）及び人数
運行の概要	(1) 実施地域 (2) 運行期間 (3) 運行回数（頻度） (4) その他（運賃等）
本格運行開始までのスケジュール	

3 事業の経費合計額及び市町村負担額

運行に要する経費の合計額（イ） （運行の実施主体が負担する額）	左のうち市町村負担額（ロ） （補助対象経費）	県補助申請額（ハ） ＝（ロ）×1/2	市町村実負担額（ニ） ＝（ロ）－（ハ）
円	円	千円	円

※県補助申請額（ハ）欄は、千円未満切り捨てすること。

4 運行事業収支

（収入）

（単位：円）

区分	予算（決算）額	内容
市町村負担額	（ニ）	
県補助金	（ハ）	
その他		
合計		

（支出）

区分	予算（決算）額	内容
運転手人件費		
燃料油脂費		
修繕費		
保険料		
施設使用料		
自動車リース料		
施設賦課税		
その他		
合計	（イ）	

5 他の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有・無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

※事業が2つ以上ある場合は、本事業計画（報告）書は事業ごとに作成すること。

（ ）年度 住民ドライバー活用支援補助金（共助交通サポート組織創設事業） 事業計画（報告）書

1 申請・報告内容

交付申請 実績報告 ※交付申請又は実績報告のいずれかをチェックすること。

2 事業の目的・事業計画（報告）（別紙添付も可）

項目	内容
サポート組織が事業を行う目的	(1) 現状と課題 (2) 事業実施により見込まれる効果等
サポート組織の概要	(1) 事業主体の名称 (2) 代表者 (3) 事業に従事する者の人数
サポート組織が行う事業の概要※	(1) サポート組織が支援する共助交通組織 (2) サポート組織が行う支援の期間 (3) サポート組織が行う支援の内容
事業開始までのスケジュール	

※支援する共助交通組織が複数ある場合は分けて記載すること

3 事業の経費合計額及び市町村負担額

運行に要する経費の合計額 (イ) (運行の実施主体が負担する額)	左のうち市町村負担額 (ロ) (補助対象経費)	県補助申請額 (ハ) = (ロ) × 1/2	市町村実負担額 (ニ) = (ロ) - (ハ)
円	円	千円	円

※県補助申請額 (ハ) 欄は、千円未満切り捨てすること。

4 運行事業収支

(収入)

(単位：円)

区分	予算(決算)額	内容
市町村負担額	(ニ)	
県補助金	(ハ)	
その他		
合計		

(支出)

区分	予算(決算)額	内容
人件費		
事務所賃借料		
備品費		
消耗品費		
通信費		
自動車リース料		
法人設立登記費		
その他		
合計	(イ)	

5 他の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有・無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

※事業が2つ以上ある場合は、本事業計画（報告）書は事業ごとに作成すること。

様

鳥取県知事



〇〇年度住民ドライバー活用支援補助金（交通事業者等協力型事業）交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった住民ドライバー活用支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 ○ ○ ○ 円
(2) 交付決定額 金 ○ ○ ○ 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900321258号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

鳥取県知事



〇〇年度住民ドライバー活用支援補助金（共助交通サポート組織創設事業）交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった住民ドライバー活用支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 ○ ○ ○ 円
(2) 交付決定額 金 ○ ○ ○ 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900321258号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

鳥取県知事



〇〇年度住民ドライバー活用支援補助金（交通事業者等協力型事業）の額の確定通知書

〇年〇月〇日付けの実績報告書で報告のあった住民ドライバー活用支援補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

補助金の確定額
金〇〇〇円

様

鳥取県知事



〇〇年度住民ドライバー活用支援補助金（共助交通サポート組織創設事業）の額の確定通知書

〇年〇月〇日付けの実績報告書で報告のあった住民ドライバー活用支援補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

補助金の確定額
金〇〇〇円

1 申請・報告内容

交付申請 実績報告 ※交付申請又は実績報告のいずれかをチェックすること。

2 事業の目的・事業計画（報告）（別紙添付も可）

項目	内容
事業名	①貨客混載等多角経営化事業 ②旅客運送事業への異業種参入事業 ③送迎車両空席等利用事業 ※いずれかに○
運行を行う目的	(1) 現状と課題 (2) 運行実施により見込まれる効果等
運行の実施主体等	(1) 運行形態 ①市町村交通空白地有償運送 ②NPO等交通空白地有償運送支援補助金 ※いずれかの形態に○をすること。試行の無償運行の場合は本格運行の際の形態に○をすること。 (2) 運行主体の名称 (3) 運行を委託する場合は委託先運行事業者の名称
運行の概要	(1) 実施地域 (2) 運行期間 (3) 運行回数（頻度） (4) その他（運賃等）
本格運行開始までのスケジュール	

3 事業の経費合計額及び市町村負担額

運行に要する経費の合計額（イ） （運行の実施主体が負担する額）	左のうち市町村負担額（ロ） （補助対象経費）	県補助申請額（ハ） ＝（ロ）×1/2	市町村実負担額（ニ） ＝（ロ）－（ハ）
円	円	千円	円

※県補助申請額（ハ）欄は、千円未満切り捨てすること。

4 運行事業収支

（収入）

（単位：円）

区分	予算（決算）額	内容
市町村負担額	（ニ）	
県補助金	（ハ）	
その他		
合計		

（支出）

区分	予算（決算）額	内容
運転手人件費		
燃料油脂費		
修繕費		
保険料		
施設使用料		
自動車リース料		
施設賦課税		
その他		
合計	（イ）	

5 他の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有・無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

※事業が2つ以上ある場合は、本事業計画（報告）書は事業ごとに作成すること。

様

鳥取県知事

印

〇〇年度交通事業多角化支援補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった交通事業多角化支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の内容は、………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 ○ ○ ○ 円
(2) 交付決定額 金 ○ ○ ○ 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900321258号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

鳥取県知事

印

〇〇年度交通事業多角化支援補助金の額の確定通知書

〇年〇月〇日付けの実績報告書で報告のあった交通事業多角化支援補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

補助金の確定額
金〇〇〇円

1 申請・報告内容

交付申請 実績報告 ※交付申請又は実績報告のいずれかをチェックすること。

2 事業の目的・事業計画（報告）（別紙添付も可）

項目	内容
事業名	①革新的統合移動サービスモデル事業 ②公共交通連携型マイクロモビリティ等活用事業 ③知事が新たな地域交通体系構築に必要と認める事業 ※いずれかに○
実施する目的	(1) 現状と課題 (2) 実施により見込まれる効果等
運行の実施主体等	(1) 運行形態 ①市町村運営有償運送 ②公共交通空白地有償運送 ③乗合バス（一般乗合旅客自動車運送事業） ④乗用タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業） ※いずれかに○ (2) 運行主体の名称 (3) 運行管理を委託する場合は委託先運行事業者の名称
事業の概要	(1) 実施地域 (2) 運行期間 (3) 導入する新たな交通体系の仕組みの概要（統合する交通機関、連携する分野、マイクロモビリティとの連携方法等） (4) 運賃制度（定額制等） (5) 運行方法（デマンド型、ドアツードア型、乗降ポイント多数設置型等） (6) その他
導入・開始までのスケジュール	

3 事業の経費合計額及び市町村負担額

運行に要する経費の合計額（イ） （運行の実施主体が負担する額）	左のうち市町村負担額（ロ） （補助対象経費）	県補助申請額（ハ） ＝（ロ）×1/2	市町村実負担額（ニ） ＝（ロ）－（ハ）
円	円	千円	円

※県補助申請額（ハ）欄は、千円未満切り捨てすること。

4 事業収支

(収入)

(単位：円)

区分	予算（決算）額	内容
市町村負担額	(ニ)	
県補助金	(ハ)	
その他		
合計		

(支出)

区分	予算（決算）額	内容
システム導入・運営費		
検討会開催費		
人件費		
燃料油脂費		
修繕費		
保険料		
施設使用料		
車両リース料		
施設賦課税		
その他		
合計	(イ)	

4 他の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有・無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

※事業が2つ以上ある場合は、本事業計画（報告）書は事業ごとに作成すること。

様

鳥取県知事

印

〇〇年度新たな仕組みづくり補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった新たな仕組みづくり補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 ○ ○ ○ 円
(2) 交付決定額 金 ○ ○ ○ 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900321258号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

鳥取県知事

印

〇〇年度新たな仕組みづくり補助金の額の確定通知書

〇年〇月〇日付けの実績報告書で報告のあった新たな仕組みづくり補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

補助金の確定額
金〇〇〇円

1 運行系統数及び市町村の補助（負担）額

補助を受けた事業者	運行系統数	市町村補助（負担）額	備考
合 計		①+③	

※補助を受けた事業者：市町村が事業者に運行費を補助している場合はその事業者名を、市町村が運行している場合（市町村運営有償運送）は市町村名を記入する。

2 運行系統の概要及び補助対象経費の算出

(1) 乗合バス事業者運行系統

(単位：円)

番号	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	平均 和程	運行 回数	平均 乗車 密度	実車走行キロ	収 支			市町村負担額 (事業者申請額) (ヌ)	補助対象経費の上限 (ニ) = (イ) × 6/10	補助対象経費 (ハ)、(ヌ) 又は(ニ)のいずれか低 い額
								運行費用(イ)	運行収入 (ロ)	損益 (ハ) =(ロ)-(イ)			
合 計											①		②

(2) その他

(単位：円)

番号	形態	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	平均 和程	運行 回数	平均 乗車 密度	実車走行キロ	収 支			市町村負担額 (ル)	補助対象経費の上限 (チ) = (ホ) × 6/10 又は(7/10)	補助対象経費 (ト)、(ル) 又は (チ) のいずれか低 い額
									運行費用(ホ)	運行収入 (ヘ)	損益 (ト) =(ヘ)-(ホ)			
合 計											③		④	

※形態欄には、市町村運営有償運送、市町村運営有償運送を予定して行う無償の試験運行、乗合タクシー、代替タクシー、又は(1)の区分に依らない乗合バスの別を記載する。〔市町村有償〕、〔市町村無償〕、〔乗合タクシー〕、〔代替タクシー〕、〔乗合バス〕

※市町村運営有償運送に係る平均乗車密度は、(輸送人キロ/走行キロ)により算出し、輸送人キロは輸送人員×1人平均乗車キロにより算出する。1人平均乗車キロは、実態調査により算出することとするが、実態調査を伴わない場合は推計により算出すること。

※市町村運営有償運送を予定して行う無償の試験運行に係る平均乗車密度及び実車走行キロは記載しない。また、市町村運営有償運送を予定して行う無償の試験運行に係る平均キロ程及び運行回数は、それぞれ系統キロ程及び平均運行回数に読み替えるものとする。

※(1)、(2)とも収支内訳を明らかにした資料を添付すること。また、(2)の収支については、系統ごとに記入することが困難な場合は、それぞれ合計額の記入のみとすることができる。

3 市町村税額（前年度の調定額（現年分））

普 通 税							(7) = (リ) × 0.5% (円未満切捨て)
市町村民税	固定資産税	軽自動車税	鉱産税	特別土地保有税	市町村たばこ税	計 (リ)	
円	円	円	円	円	円	円	円

4 補助対象経費及び県補助額の算出

補助対象経費の額⑤ = (②+④) - (7)	県補助額 (⑤ × 1/2) (上限 50,000 千円)
円	千円

5 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	予算（決算）額	備 考
県補助金		
市町村費		
計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分	予算（決算）額	備 考
運行費		

6 他の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有・無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

1 車両購入に係る市町村の補助（負担）額 (単位：千円)

補助を受けた事業者	補助（購入）台数	市町村補助（負担）額
合計		

※ 補助を受けた事業者：市町村が事業者に車両購入費を補助している場合はその事業者名を、市町村が購入する場合は市町村名を記入する。

2 補助（購入）車両及び当該車両が主に運行する系統の概要

(1) 市町村が購入した場合

番号	系統名	起点・終点 (経由地)	車両の種別	乗車定員	車両の長さ	購入(予定)日	台数	購入価格 (付属品含む一式)	購入価格のうち 市町村の負担額	県補助額の算出	
										左の額の1/3	左の額と上限額のうちいずれか低い額 (上限額) 定員11名以上：5,000千円 定員10名以下：1,000千円
				人	m			円	円	円	千円
				人	m			円	円	円	千円
合計額								円	① 円	円	② 千円

(2) 市町村が補助した場合

番号	補助事業者名	系統名	起点・終点 (経由地)	車両の種別	乗車定員	車両の長さ	購入(予定)日	台数	購入価格 (付属品含む一式)	市町村の負担額	県補助額の算出	
											左の額の1/3	左の額と上限額のうちいずれか低い額 (上限額) 定員11名以上：5,000千円 定員10名以下：1,000千円
					人	m			円	円	円	千円
					人	m			円	円	円	千円
合計額								円	③ 円	円	④ 千円	

(記載要領)

- 補助申請車両1両ごとに番号をかえて記載すること。
- 「車両の種別」欄は、定員11名以上の低床バス車両である場合、ノンステップバス、ワンステップバスの区別を記載すること。
- 「乗車定員」の欄は、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。

3 補助対象経費及び県補助額

補助対象経費の額 (①+③)	県補助額 (②+④)
円	千円

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部 (単位：千円)

区分	予算（決算）額	備考
県補助金		
市町村費		
計 (①+③)		

(2) 支出の部 (単位：千円)

区分	予算（決算）額	備考
車両購入又は車両購入補助(①+③)		

5 他の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有・無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様

鳥取県知事



〇〇年度市町村内バス等支援補助金（運行事業）交付決定及び額の確定通知書

〇年〇月〇日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった市町村内バス等支援補助金（運行事業）（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、……………とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。
 - (1) 算定基準額 金〇〇〇円
 - (2) 交付決定額 金〇〇〇円なお、本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。
- 3 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

鳥取県知事

印

〇〇年度市町村内バス等支援補助金（車両購入事業）交付決定通知書

〇年〇月〇日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった市町村内バス等支援補助金（車両購入事業）（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業は、……とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
(1) 算定基準額 金 〇 〇 〇 円
(2) 交付決定額 金 〇 〇 〇 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900321258号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
(1) 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。
(2) 補助事業により取得した車両を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。

様

鳥取県知事

印

〇〇年度市町村内バス等支援補助金（車両購入事業）の額の確定通知書

〇年〇月〇日付けの実績報告書で報告のあった市町村内バス等支援補助金（車両購入事業）（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

車両数	補助金の確定額
	金〇〇〇円

1 運行事業

（単位：本、千円）

形態	補助を受けた事業者	運行系統数	補助対象経費(ア) (様式第6の2号における(シ))	県補助金交付申請 (決定)額 (イ) = (ア) × 1/2
合 計				(ウ)

※形態欄には、「NPO 等交通空白地有償運送」又は「NPO 等交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行」の別を記載する。（「有償」、「無償」）

2 車両購入事業

（単位：千円）

補助を受けた事業者	補助対象経費(ウ) (様式第6の4号における(フ))	県補助金交付申請(決定)額 (エ) = (ウ) × 1/2
合 計		(オ)

3 補助金交付申請額（運行事業及び車両購入事業）

（単位：千円）

補助対象経費の額(カ) (ウ) + (オ)

4 収支予算（決算）

(2) 収入の部

（単位：千円）

区分	予算（決算）額	備考
県補助額		
市町村費		
計		

(3) 支出の部

（単位：千円）

区分	予算（決算）額	備考
市町村費		

5 他の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有・無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

NPO等交通空白地有償運送支援補助金 運行事業計画（報告）書

補助を受けた事業者名 _____

(1) 運行事業に係る運行系統の概要及び補助対象経費の算出

(単位：円)

申請番号	運行系統				平均 運行 回数 (回)	系統 キロ 程 (km)	年間 走行 キロ (km)	系統ごとの収支・補助対象経費の額					
	系統名	起点	主な 経由地	終点				営業費用 (キ)	営業収入 (ク)	欠損額 (ケ)=(キ)-(ク)	市町村の 補助額 (コ)	補助対象経費の限度額 (ケ) = (キ) × 8/10	補助対象 経費 (ケ)、(コ)又は(ケ)のい ずれか少ない方の 額)
合 計													(シ) 千円

※ 補助を受けた事業者ごとに作成すること。

様式第6の3号（第6条、第13条関係）

運行事業収支予算（決算）内訳書

補助を受けた事業者名 _____

(収入)

区 分	予算（決算）額	備 考
市町村補助金	円	
運賃収入	円	
その他	円	
合 計	円	

(支出)

区 分	予算（決算）額	備考
運転手人件費	円	
燃料油脂費	円	
修繕費	円	
保険料	円	
施設使用料	円	
自動車リース料	円	
施設賦課税	円	
その他	円	
合 計	円	

※ 別表8を参照
補助を受けた事業者ごとに作成すること。

車両購入事業計画（報告）書

事業者名 _____

(1) 車両購入事業計画（報告）

(単位：円)

申請 番号	運行事業補助 金申請 系統番 号	当該車両を用いて 運行する系統			購入計画(実績)			
		系統名	起点	終点	数量 (台)	単価	購入(予定)額	購 入 (予定) 年月日
合計額					(ス)	—	円(セ)	—

(2) 車両購入事業申請額

補助対象経費の上限額(ソ) =(ス)×200万円と(セ)のい ずれか少ない方の額	市町村の補助額 (決定)額(タ)	補助対象経費(チ) (ソ)、(タ)の いずれか少ない額
円	円	千円

※補助対象経費(チ)欄は千円未満切り捨てること。

※ 補助を受けた事業者ごとに作成すること。

様

鳥取県知事



〇〇年度 NPO 等交通空白地有償運送支援補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった NPO 等交通空白地有償運送支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 〇 | 〇 | 〇 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 〇 | 〇 | 〇 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱（令和2年3月31日付第201900321258号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

鳥取県知事

印

〇〇年度 NPO 等交通空白地有償運送支援補助金の額の確定通知書

〇年〇月〇日付けの実績報告書で報告のあった NPO 等交通空白地有償運送支援補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

補助金の確定額
金〇〇〇円

鳥取県知事 様

所在地
団体名
代表者名

印

年度鳥取県〇〇補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった鳥取県〇〇補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|------------------------------------------|---|---|
| 1 | 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 | 添付書類 | | |
| | （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| | （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| | （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（写し） | | |

様式第4号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名 鳥取県〇〇補助金
- 5 補助金額 円
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法